主な変更事項

１　救援の内容に「福祉サービスの提供」を追加した。

２　その他の変更

第２編（平素からの備えや予防）及び第３編（武力攻撃事態等への対処）について、軽微な変更を行った。

・　県庁内の組織体制の変更に伴う変更

（例：「男女参画・こども対策班」の削除）

・　医療提供体制の確保に関する内容の追記

（例：武力攻撃事態等における保健医療福祉活動の総合調整体制の整備）

・　事業者との連携に関する内容の追記

（例：訓練や研修会等へ指定地方公共機関及び指定地方行政機関の参加の呼びかけ）

・　収容施設の供与に関する内容の追記

（例：収容施設及び福祉避難所として活用できる土地、建物のリスト等の基礎的資料の準備 ）

・国等への支援要請に関する内容の追記

（例：長期避難住宅等の設置のための資機材調達が困難な場合の国等への支援要請）